



絶縁抵抗値

各回路での絶縁抵抗値は、電技・JISで次のように規定されています。

電 技	＜低圧回路の絶縁抵抗値＞			(内線規定 135-2) 250Vメガは 200V以下の 電路に限定	JIS C8325	＜交流電磁開閉器の絶縁抵抗値＞ 各極間および充電部と大地間は 5 MΩ 以上(500V メガ)	
	電 圧 別	許 容 値	測 定 部 分		JIS C8326	＜金属箱開閉器の絶縁抵抗値＞ 各極間および充電部と大地間 } 5 MΩ 以上(500V メガ) 充電部と非充電金属部(金属箱)	
	300 V 以 下	対 地 電 圧 150V以下	0.1 MΩ 以上				電線相互間 および 電線大地間
		その他の場合	0.2 MΩ 以上				
	300 V を越えるもの	0.4 MΩ 以上					
JIS C4203	＜単相誘導電動機の絶縁抵抗値＞ 電動機 巻線の絶縁抵抗は 1 MΩ 以上(500V メガ) 一般的には、電動機の始動前検査として電動機巻線および配線の絶縁抵抗を測定する。 低圧用では 1 MΩ 以上で通常運転に問題ないとされている。				JIS C8370	＜配線用しゃ断器の絶縁抵抗値＞ 各端子間および充電部と大地間は 5 MΩ 以上(500V メガ)	
＜漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令＞ 充電部と非充電部 5 MΩ 以上(500V メガ)					JIS C8371	＜漏電しゃ断器＞ 各端子間および充電部と外箱間 5 MΩ 以上(500V メガ)	
JIS C4520	＜制御用スイッチ通則＞ 5 MΩ 以上(500V メガ)				JIS C8480	＜分電盤通則＞ 充 電 部 相 互 間 } 1 MΩ 以上(500V メガ) 充電部と非充電金属体	
JIS C4620	＜キュービクル式高圧受電設備の絶縁抵抗値＞ 低圧回路と大地間は 5 MΩ 以上(500V メガ)						

関係法令

<労働安全衛生法>

感電防止用漏電しゃ断装置の接続および使用の安全基準に関する技術上の指針(注：抜萃につき詳細は法規集を参照願います。)

1. 総 則

1-1 趣 旨

この指針は、移動式または可搬式の電動機械器具(電動機を有する機械または器具をいう、以下同じ。)が接続される電路(商用周波数の交流であって対地電圧300V以下の電路に限る、以下同じ。)に接続する電流動作形の感電防止用漏電しゃ断装置(以下「しゃ断装置」という。)の適正な接続および使用を図るため、これらに関する留意事項について規定したものである。

4-2 定期の測定

(1)しゃ断装置については、定期に、次の表の左欄に掲げる事項について、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により測定を行なうこと。

定格感度電流——しゃ断装置用テストを用い、また次の図に示す方法により測定すること。

作 動 時 間——しゃ断装置用テストを用い、または図1および図2に示す方法により測定すること。

事 項	方 法
定格感度電 流	

事 項	方 法
作動時間	
	図1 可変抵抗器をしゃ断器の定格感度電流に設定する。 図2 作動時間を測定する。